

## 彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場跡地利用事業候補者選定に係るプロポーザル実施要領

### 1 本要領の趣旨

本要領は、彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場跡地利用事業（以下「本事業」という。）の事業候補者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

| 項目     | 内容  |
|--------|---|
| 所在地    | 滋賀県彦根市中山町 381 番地 1  |
| 面積     | 約 47,000 m <sup>2</sup>   |
| 用途     | 肉用牛肥育牧場   |
| 想定飼養頭数 | 約 250～300 頭程度（提案により変更可）   |
| 事業方式   | 本事業の実施方式は、次のいずれかとする。応募者は、提案時に希望する方式を明示すること。<br>① 用途限定型条件付貸付方式（提案方式）<br>用途制限を付す<br>貸付期間：20 年間（更新可）<br>土地所有権は組合に帰属<br>② 用途限定型条件付譲渡方式（提案方式）<br>用途制限を付す<br>買戻特約を設定（10 年間）<br>条件違反時は買戻しを行う |

### 3 プロポーザルの実施要領

#### (1) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式とする。

#### (2) 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のすべての要件を満たすこと。

- ① 過去 3 年以上継続して、牛の牧場事業を行っている実績があること。
- ② 申請時点で、常時 50 頭以上の肉用牛を飼養管理している実績、またはそれに準ずる大規模な飼養管理実績があること。
- ③ 過去 5 年以内に、本事業に関連する法律に基づく改善命令、業務停止命令等の行政処分を受けていないこと。
- ④ 応募する事業者の役員およびその長（予定者を含む）は、次に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により本組合における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある事業者

- カ 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者
- キ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。))および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかに問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
- ク 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
- ケ 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
- ⑤ 応募する事業者およびその長(予定者を含む)は、破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 応募する事業者およびその長(予定者を含む)は、直近の2年間において国税および地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 事業者または代表者が、地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項に該当しないこと。
- ⑧ 応募は単独事業者によるものとし、共同企業体(JV)、共同事業体その他複数事業者による共同提案は認めない。
- ⑨ 応募者は、自ら本事業を実施する能力を有する者でなければならず、第三者への名義貸しその他実質的な事業主体と異なる応募を行ってはならない。

#### 4 プロポーザルの手順

##### (1) 募集・選定スケジュール

| 項目                               |               | 期間等                                   |
|----------------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 実施要領等の公開(組合ホームページ)               |               | 令和8年5月20日(水)                          |
| 提案書類作成等に係る<br>質問の受付・回答           | 受付期間          | 令和8年5月20日(水)<br>から令和8年6月5日(金)正午まで(必着) |
|                                  | 回答(公表)<br>予定日 | 令和8年6月12日(金)予定                        |
| 参加表明書提出期限                        |               | 令和8年6月19日(金)午後5時まで(必着)                |
| 審査会(プレゼンテーション)                   |               | 令和8年7月中旬予定                            |
| 選定結果の通知(郵送)<br>審査結果の公表(組合ホームページ) |               | 令和8年8月上旬予定                            |

※審査会では、提案書類の内容に沿ったプレゼンテーションとすること。

##### (2) 参加表明書の提出

【提出書類】参加表明書(様式1)

【提出先】〒527-0108

滋賀県東近江市小八木町19番地

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地

【提出期限】令和8年6月19日 午後5時必着

【提出方法】持参または郵送

※様式データが必要な場合は、小八木中継基地(TEL:0749-45-3666)まで連絡すること。

##### (3) 質疑応答

###### ① 質疑書の提出

【提出方法】FAXまたは電子メール

【提出期限】令和8年6月5日 正午まで

## ② 回答

質疑に対する回答は、すべての参加事業者に対し、指定日に FAX または電子メールで通知する。  
なお、回答内容は本要領の補足または修正とみなす。

## (4) 提案書類の提出

【提出期限】 令和 8 年 7 月 3 日 午後 5 時必着

【提出部数】 正本 1 部、副本 1 1 部

※正本（事業者印押印）1 部、正本をコピーした副本 11 部を提出すること。

※提出書類にカラー刷りがある場合は、副本においてもカラー刷りを添付すること。

【提出書類】

### ① 企画提案書（A4、任意様式）

以下について、具体的に記載すること。

- ・事業実施の基本方針・コンセプト
- ・肥育牧場の運営計画
- ・予定飼養頭数
- ・肥育方法
- ・年間出荷計画
- ・経営体制・人員体制
- ・防疫・衛生管理体制
- ・環境対策（糞尿・臭気等）
- ・令和 5 年度から令和 7 年度までの牧場事業実績書（様式任意）または事業報告書
- ・収支計画（5 年程度）
- ・地域との関係構築・地域貢献（地元雇用の創出、将来的な耕作放棄地の活用等）
- ・土地、建物貸付料に関する提案

### ② 添付書類

法人にあつては、登記事項証明書、会社概要、財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。直近 3 年分）を提出すること。

個人事業主にあつては、開業届の写し、確定申告書の写しその他事業実施主体であることを確認できる書類を提出すること。

また、国税および地方税について未納がないことを証する書類（応募日前 3 か月以内に発行されたもの）を提出すること。

### ③ 追加提案（任意）

- ・上記項目以外で有用な追加提案やアピールポイントがあれば記載すること。

## (5) 審査会（プレゼンテーション）

- ・審査会（プレゼンテーション）の時間は、提案者 1 社あたり 30 分、質疑応答 10 分 の計 40 分程度 とする。
- ・実施時期：7 月中旬頃を目途に実施し、日時・場所等の詳細は後日通知する。

## 5 事業候補者の選定

### (1) 審査

候補者の選定にあたっては、彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場跡地利用事業候補者選定委員会において、企画提案内容およびヒアリング内容等について、別表 1 の評価基準により審査を行う。

### (2) 審査方法

①選定方法はプロポーザル方式とする。

②審査は「企画提案書」「プレゼンテーション」および「価格評価点数」の評価点を加算して評価する。

③貸付・譲渡の別によって評価上の有利・不利は設けない。価格評価はそれぞれの方式内で比較を行う。

④合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

⑤基準点は55点（見積額の点数を除く）とし、評価結果が基準点に達しない場合は失格とする。

⑥審査項目の一つでも0点（見積額の点数を除く）とされた応募者は失格とする。

特に、以下の防疫・環境対策等に重大な懸念がある場合は、総合評価に関わらず失格とすることがある。

- ・家畜伝染病予防法の基準未達
- ・糞尿処理能力が飼養頭数に対して不足
- ・周辺環境への影響対策が不十分
- ・悪臭防止法の規制値を満たさない計画

⑦応募者が1者のみであっても、審査を実施するものとする。ただし、審査の結果、基準点を満たさない場合は、事業候補者として選定しない。

### (3) 選定

- ・審査の結果、総合点数が最も高い企画提案書等を提出した者を事業候補者として選定する。
- ・事業候補者が採用を辞退した場合等、契約できない場合は、当該次点提案者を事業候補者に繰り上げる。

### (4) 通知

選定または非選定の結果については、事業候補者の選定後速やかにプロポーザル参加者に文書で通知する。

## 6 契約に関する事項

### (1) 契約者の決定

- ① 事業候補者と組合が協議し、事業内容に係る仕様を決定したうえで契約を締結する。
- ② 事業候補者と契約が成立しなかった場合は、次順位の者が事業候補者となり、組合と協議が成立した場合は、契約者として決定し契約を締結する。

(2) 仕様が変更された場合、契約金額が変更されることがある。

### (3) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約を解除する。

- ・用途違反があった場合
- ・環境基準違反があった場合
- ・虚偽報告が判明した場合
- ・事業継続が困難と認められる場合

### (4) 改善命令

- ① 軽微な違反については、一定期間内の改善を求める。
- ② 改善がなされない場合は契約解除とする。

## 7 企画提案等に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の企画提案は無効とする。

- ・提出期限に遅れて企画提案書等を提出したとき。
- ・参加資格を有しないものが企画提案書等を提出したとき。
- ・同一の参加者が2以上の企画提案書等を提出したとき。
- ・企画提案等に虚偽の記載があったとき。
- ・その他、本実施要領に記載の事項に違反した時や事業者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8 契約の手続き

- ・事業候補者決定後、契約内容の協議を行い、仮契約を締結する。
- ・議会議決および関係行政機関の承認後に本契約を締結する。
- ・譲渡の場合は、本契約成立後、事業候補者の負担により所有権移転登記を実施すること。
- ・契約期間中、用途変更または環境義務違反があった場合は、契約解除および土地返還を求める。

## 9 その他

- ・企画提案に係る一切の費用は事業者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出後の内容変更・追加・削除は認めない。
- ・企画提案書等の著作権等の権利は、当該書類を作成したものに帰属する。
- ・審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- ・前各項に定めるもののほか、この要領に関し必要な事項は、彦根愛知犬上広域行政組合契約規則（平成14年組合規則第4号）の定めるところによる。

## 10 問い合わせ先

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地/中山投棄場

〒527-0108 滋賀県東近江市小八木町19番地

担当：多湖、今村、荒木

電話：0749-45-3666、FAX：0749-45-3667

E-mail：chukeikichi@genaiken-kouiki.jp